

法令適用事前確認手続（照会書）

平成26年2月14日

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課長 殿

照会者名 篠塚・野田法律事務所 弁護士 泉原 智史

住所 101-0051 東京都千代田区神田神保町1-2-5

和栗ハトヤビル7階 篠塚・野田法律事務所

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

建設業法第3条（建設業の許可）

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

（1）契約関係

X社は、港湾Aの防波堤として用いられる予定の、鋼殻と鉄筋コンクリートから成るケーソン（以下、「ハイブリッドケーソン」という）の製作を、Yから業として請け負う（本件請負契約）。

本件請負契約におけるX社の義務は、ハイブリッドケーソンを完成させた上で、港湾Aとは別の場所（X社工場岸壁）において引き渡すことである。

一方、Yは別途Z社とこのハイブリッドケーソンを引渡場所から進水させ、輸送してAに据え付けることを内容とする請負契約を締結する。

したがって、X社は、引渡場所からハイブリッドケーソンを進水させ、曳航しAに据え付ける契約上の義務は負わない。

(2) 製造工程

X社のハイブリッドケーソンの製作工程は、次の通りである。

- ① 同社工場 C で、鋼殻工事を行う。具体的には、鋼板を加工し、溶接して組み立てる。
- ② 工場 C で行った鋼殻を、台船に積み込み、同社工場 B 敷地に曳航して移動させる。
- ③ 工場 B の敷地内（製作ヤード・工場建物外）に鋼殻を運び込み、周囲に足場を組み立てる。
- ④ 足場を用いて、鉄筋コンクリートの鉄筋の加工組み立てを行う。
- ⑤ ④と同様に足場を用いて、コンクリート流し込み用の型枠を組み立てる。
- ⑥ コンクリートを打設する。

以上の製造工程を経て完成したハイブリッドケーソンは、工場 B の製作現場（岸壁）において、引き渡される。

(3) 下請業者の利用の有無

本件において、X社は、ア 建設業者を含む下請業者を用いる場合と、イ 下請業者を用いない場合の双方を検討している。

(4) 小括

上記（1）～（3）の事実関係において、X社の行為が建設業法所定の建設工事に該当し、1の法令の適用を受けるかどうかについて照会するものである。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

(1) 見解

2の事実関係の下では（3）ア 建設業者を含む下請業者を用いる場合と、イ 下請業者を用いない場合を問わず、X社の行為は建設業法所定の建設工事に該当せず、1の法令の適用は受けない。

(2) 根拠

ア 建設工事は、据付を行うことが要素として必要である 1／貴省の例示

貴省は、建設業法別表第一の許可業種の区分に応じ、昭和47年3月8日 建設省告示第350号において「建設工事の内容」として種類に応じた内容を定義し、また平成13年4月3日 国総建第97号「建設業許可事務ガイドラインについて」（最終改正 平成25年4月17日国土建

第13号)において、その例示を行い、これらについてホームページ(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/16bt_000081.html)で公表している。

当該例示によれば、「屋根工事」は、「瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事」とされ、あるいは、「電気工事」についても、「発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する」とされている。しかし、これらの工事に用いられる瓦そのものの製作や、電機設備自体の製作は、文言上除外されている。これらの例示に照らせば、建設工事であるためには、目的物を最終的に据付又は固定することが必須の要素であると考えられる。

ここで、上記2の事実関係において、X社は最終的な据付、固定を行うことを予定していない。したがって、X社の行為は、建設工事に該当しないと考えられる。

イ 建設工事は、据付を行うことが要素として必要である2/国土交通省土地・建設産業局建設業課長 平成24年12月28日付 法令適用事前確認手続 回答書

貴省の平成24年12月28日付法令適用事前確認手続回答書は、

- | |
|--|
| <p>① ハイブリッドケーソンの製作請負（製作のみで曳航と据付は含まず）が建設業法所定の「建設工事」に該当し、同法の適用対象となるか</p> <p>② ハイブリッドケーソンの製作・曳航・据付の請負が建設業法所定の「建設工事」に該当し、同法の適用対象となるか</p> |
|--|

という照会に対し、前者は建設工事に該当しないが、後者は該当すると回答されている。これを素直に解釈すれば、ハイブリッドケーソンの曳航、据付作業の有無が、建設工事該当性を判断するにあたってのメルクマールであると考えられる。

ウ 下請の利用の有無は無関係

本照会は、下請業者の利用の有無で場合分けを行っている。しかし、下請業者（建設業者含む）の利用の有無は結論を左右しないと考える。

なぜなら、下請業者を使用し、それが複数の階層にわたること自体は、建設業のみならず、造船業その他の製造業においても広く共通するからである。確かに建設業法は下請業者の保護を目的の1つとしているが、下請業者を用いれば直ちに建設業であるとして同法の保護を受けるわけではない。そうであるとすれば、造船業も建設業の許可が必要ということになる。

建設業の許可の可否は、あくまで建設工事該当性によって決められるものであり、そのメルク

マールは、上記アイの通りと考えられる。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

希望しない。

5. 連絡先

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-2-5 和栗ハトヤビル7階

篠塚・野田法律事務所

弁護士 泉原 智史

電話 03-5283-7307 FAX 03-5283-7308

e-mail izumihara@kvp.biglobe.ne.jp

速報を上記 e-mail アドレス宛の電子メールで、書面による正式回答を郵便でお送り下さいますようお願い致します。

以上